

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第45号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第4項ただし書中「第1項第10号」を「第1項第9号」に、「同項第17号若しくは第18号」を「同項第16号若しくは第17号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)